

# 国民健康保険の手続き

## 出生、引越し、就職、退職…

こんなときは国保への届け出が14日以内に必要です。

### 1. 国民健康保険加入者が会社に就職したとき

就職や退職したときに忙しくて、ついつい「国保の手続きを忘れていた」ということはないでしょうか？  
いざというときに安心して医療を受けられるよう、国保の手続きをすませましょう。



会社で健康保険に入りましたら、国保から脱退する必要があります。届け出に必要なものは表の⑥をご覧ください。

※脱退の手続きが遅れると

資格がなくなつた国保の保険証で診療を受けてしまうと国保で負担した医療費を後で返すことになり、社保などの健康保険料と国保税を二重に支払ってしまうことがあります。



国民健康保険係 ☎④ 2111 番 内線 232・233 番

### 2. 会社を退職したとき

会社を退職した場合、次のうちいずれかの手続きをする必要があります。

- ① 再就職先の健康保険等に加入する。
- ② 他の家族の健康保険に加入する。(所得制限あり)
- ③ 健康保険を任意継続(2年間)する。

任意継続とは、健康保険の被保険者期間が2か月以上あれば引き続き2年間までその健康保険に加入することができます。退職後、20日以内に社会保険事務所等に本人が手続きを行うこととなります。

- ④ 国民健康保険に加入する。
- 届け出に必要なものは表の②をご覧ください。



加入の届け出が遅れると最大3年さかのぼって国保税がかかります。

国保税は、届け出をしたときでなく前の健康保険がきれた、あるいは、他の市町村から転入したときから月割りでかかります。例えば、7月に会社の健康保険がきれて国保に加入手続きを12月にした場合、その期間の国保税も併せて納めていただけなければなりません。この期間は最大3年と定められています。

資格発生 ← 届け出をしてなかった期間 → 届け出

7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	-----	-----	-----

← この期間は、保険証がないので医療費全額負担となります。7月までさかのぼって、国保税を納めることとなります。 →

7月に会社をやめて12月に国保の加入の届け出をした場合

### 3. 定年退職を迎えたとき

定年などで、長年勤めた会社を退職し、年金を受けている国保加入者とその家族は、退職者医療制度をうけることとなります。(老人保健制度適用まで)

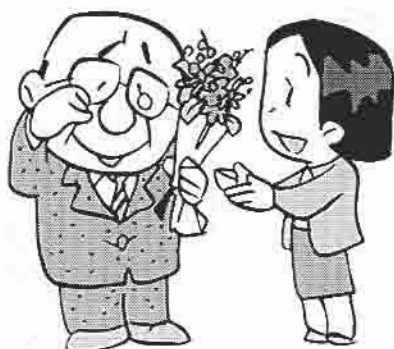
○退職者医療制度に該当する人

- ・国保に加入しており、老人保健制度をうけていない人。
- ・厚生年金や共済組合などから老齢年金をうけている人で、これらの年金加入期間20年以上又は、40歳以後の加入期間が10年以上ある人。

・退職者医療加入者本人の配偶者やその家族。

届け出に必要なものは表の⑧を⑧をご覧下さい。

※定年退職後は、2年間任意継続(2の③参照)をうけられますので、任意継続がきた後に、国保加入の手続きをしてください。



世帯全員又は、一部に次のような異動があった場合は、必ず14日以内に国民健康保険係まで届出をしてください。

その他		国保をやめるとき		国保にはいるとき		
⑫ 保険証を無くしたとき	⑩ 世帯を分けたり一緒になったとき	⑧ 退職者医療制度の対象となったとき	⑦ 国保の加入者が亡くなったとき	④ 子どもが生まれたとき	① 他市町村から転入してきたとき	こんなとき
⑪ 修学のため、他の市町村に転出するとき	⑨ 住所、氏名、世帯主が変わったとき	⑥ 職場の健康保険等に入ったとき	⑤ 他市町村へ転出するとき	③ 健康保険の任意継続がされたとき	② 職場の健康保険等をやめたとき	届出に必要なもの
印鑑、身分を証明できるもの(運転免許証など)	印鑑、保険証(先に市民係で住民票の異動届を出してください)	印鑑、保険証又は健康保険資格喪失証明書、年金証書(加入期間が記載されたもの)	印鑑、保険証、死亡診断書(先に市民係で死亡届を出してください)	印鑑、健康保険喪失証明書	印鑑、健康保険任意継続被保険者資格喪失(予定)通知書又は任意継続の保険証、最後に納めた健康保険料の領収書	印鑑、転出証明書(先に市民係で転入届を出してください)

「健康保険加入証明書」及び「健康保険喪失証明書」の用紙は、国民健康保険係にあります。会社等で記入してもらいます。